

## 令和5年度福岡県たばこ対策推進会議議事要旨

日時：令和6年2月9日（金）14:00～15:00

場所：福岡県行政棟地下1階環境部会議室

### 【出席者】

岩永委員、大和委員、池田委員（代理出席：大庭氏）、田城委員、磯崎委員、石橋委員（代理出席：白水氏）、橋本委員、新田委員、猪股委員

### 【議事】

(1) 福岡県におけるたばこ対策の取組について

〈資料1について事務局から説明〉

委員	COPD（慢性閉塞性肺疾患）の認知度は3割程度であるが、肺気腫は7割の認知度がある。COPDの認知度を上げるために「肺気腫と慢性気管支炎を併せ持つ病気」と注釈で付けてはどうか。
委員	肺気腫の方が慢性閉塞性肺疾患よりも分かりやすい。10年以上前になるが、COPDを普及啓発するためにCOPDのパンフレットを作成し、福岡県内の保健所に設置・配布してもらった。
委員	COPDを普及するために、桂歌丸さんが協力した啓発物を利用してはどうか。歌丸さんのポスターには、鼻からチューブで酸素を吸入している様子もわかる。
事務局	既存の啓発資料を有効に使い啓発を行う。また、包括協定を結んでいる企業に配架を依頼するなど、周知の方法や媒体も工夫して啓発する。
委員	COPDは4文字で語呂が悪い、また、日本語に訳すと慢性閉塞性肺疾患になり、余計に受け入れ難くなる。慢性気管支炎まで入れるかどうかは別として、別名や旧名で肺気腫と表記することは、普及方法としては悪くない。
委員	改正健康増進法では、たばこの対面販売をしているスナック等の喫煙目的施設では飲食を提供できるが、「米飯類や麺類など、通常、主食として認められる食事を提供することはできない」とされている。しかし、法律を自分たちに都合良く解釈して、喫煙目的施設であることを掲示して喫煙ができる状態で主食を伴う営業をしている飲食店や居酒屋が増え始めている。福

	<p>岡山として、そのような健康増進法をはき違えている店舗に対してどのように指導するのか。</p>
事務局	<p>そのような店の情報提供があれば都度適正に指導していく。また、そういった事業者を含むすべての事業者に対して、正しい情報を届けるためのチラシを作成するなど普及啓発に努める。</p>

(2) 団体等におけるたばこ対策の取組について

〈資料2に沿って各出席委員より説明〉

委員	<p>団体として、①健診業務中の職員の禁煙厳守、②特定保健指導にて禁煙指導、③がん教育にて喫煙の害の指導に取り組んでいる。</p> <p>健診業務中の職員の禁煙厳守であるが、健診部門は、巡回と施設等の健診の2部門から構成されており、どちらの部門も業務中の禁煙厳守は守られている。</p> <p>特定保健指導において禁煙指導を行っているが、特定保健指導を実施した人の約1/3が喫煙者。その内、施設における健診だけであるが、禁煙指導を希望された方が1.43%。特定保健指導に従事する職員の所感としては、禁煙の意志がないことから、禁煙指導に至るケースが少ないという。そのため、喫煙のリスクの説明や禁煙外来の受診推奨を行っている。</p> <p>禁煙外来では、禁煙補助薬のチャンピックスが利用できなくなったことから、薬局での禁煙パッチや禁煙ガムの利用を推奨している。</p> <p>がん教育では、各小学校でカリキュラムを組むようになっており、福岡市を中心にがん教育を行っている。時間は20分程度で、その中の5分ぐらいをたばこについて話している。哺乳瓶にタールを入れた模型を必ず持って行き、視覚に訴えるなどして啓発している。終了後のアンケートでは、「たばこはダメなんだ」などの意見が書かれており、喫煙についてインパクトを与えることができている。</p> <p>家庭で両親がたばこを吸っていることなどもあるので、小学生に対するがん教育の効果は未知数であるが、今後も継続して喫煙防止を普及していく。</p>
委員	<p>貴団体の健診業務中の禁煙とは休み時間も含むのか。始業時間前はどのようなか。</p>

委員	お昼休みも禁煙となっている。健診には健診車で巡回するが、喫煙できる設備を備えていないので、健診前の段階から禁煙は守られている。
委員	たばこを吸うとたばこの口臭が消えるまで、センサーで45分、人間の嗅覚では数時間を要する。勤務の際は、朝から禁煙とするようにルール化されているのが望ましい。
委員	確認しておくが、健診前においては始業前から禁煙は守られていると思われる。
委員	特定保健指導で、痩せた喫煙者に対するアプローチがされていない、そもそも腹囲が85cmないと指導の対象になっていない。令和6年度から始まる第4期特定健診では、痩せた喫煙者に対してもアプローチする方針となっているが、その対応はどのようなになっているか。
委員	計画を踏まえた健診等の内容については内部で検討中。健診の全国団体で、第4期計画に向けた指導の雛形が取り纏められているので、そこを参考として当機構としても、禁煙指導をしていくことを準備中である。
委員	第4期の特定健診の項目を見ているが、たばこに関連する部分の項目で、全てに「習慣的にたばこを吸っていますか」と書いている。「習慣的に」という言葉は明らかにおかしいので、問診票等を作られる際は、「常習的に」といったような薬物使用を思わせるような言葉にするか、又は「単に毎日・ほぼ毎日喫煙していますか」といった設問にして、「習慣」という表現を除外することが望ましいと考えている。
委員	<p>禁煙希望者からの相談に応じたり、禁煙している方のフォローアップなどを行っている。</p> <p>福岡県との取組で、たばこに関する情報提供を行う「禁煙相談員」を養成する研修会を年に1回共催で行っている。研修内容は、研修者からの希望を聞いて次年度の研修に反映させるなどしている。ただ、現在禁煙相談員の人数は頭打ちの状態であり、相談員を増やしていけるよう根気強く啓発していく必要があり課題となっている。</p> <p>また、健康増進法に係るところで県薬剤師会館の全面禁煙を実施している。</p> <p>さらに、学校薬剤師が小学生、中学生へ禁煙指導することがあるので、学</p>

	<p>校薬剤師に対して研修・育成を併せて行っているほか、「世界禁煙デー」や「禁煙週間」には会館内に啓発ポスターを貼り、会員様にポスターを送付し、施設内に貼っていただく取組を実施している。</p>
委員	<p>県立学校と県内市町村の小中学校の先生を対象とした「薬物乱用等防止教育指導者養成研修会」を年に1回開催している。県立学校の先生については毎年、各学校から必ず1名参加してもらい、市町村の小中学校の先生については県内6地区のうち2地区ずつ実施し、各小中学校から1名参加してもらうことで、3年に1回は受講してもらえるようにしている。</p> <p>たばこに関係する内容としては、薬物依存者の回復支援施設である「ダルク」利用者の喫煙・飲酒の使用平均年齢が14歳という調査結果に触れ、それらが入口となって大麻や覚醒剤に手を出してしまう傾向にあると説明している。</p> <p>児童・生徒がきっかけとなる誘因から避ける、拒絶する子どもを育成することができるよう、講義形式ではなく、ロールプレイングで、子どもが誘われたときにどういう風に断ることができるかというような指導方法や事例の研修を行っており、授業の中で多様な指導方法を先生に身に付けてもらうようにしている。</p>
委員	<p>地域のスポーツ活動（クラブ活動）に参加している児童の受動喫煙（クラブの指導者からの）を防止するために、体育スポーツ健康課の方からそういったクラブ活動の指導者に対して、法改正（健康増進法改正）によって、グラウンド等の屋外においても、「望まない受動喫煙」が発生する行為が禁止になったといったようなことを周知してもらえないか。</p> <p>福岡県がそのような通知を出すことが、つまり、グッドプラクティスになり、地方では子どもの指導の場では全面禁煙が始まっていますよといったように、中央省庁に働きかけやすいし、他の自治体にも広がっていく。</p> <p>子どもを預けている親としては、子どもが人質に取られているような感覚であり、またボランティアで指導してもらっている場合も多く、喫煙をする指導者に対して強く言えないというコメントをしばしば耳にする。そのため、県のスポーツ健康課といったようなところから、全ての学校に周知、全ての運動クラブに周知してもらおうと、保護者も「子どもの前、子どもから見える場所、グラウンドとその周囲は禁煙」と言いやすくなる。安心してもらえと思う。</p>
委員	<p>学校の敷地内は健康増進法によりもちろん禁煙となっている。ただ、敷地外</p>

	で外部指導者がたばこを吸うということはあるが、中々外部の方への指導は難しい。
委員	「子どもの指導中、指導の前後を含めて指導者はたばこを吸わないようにしましょう」といった内容で県から指導して欲しい。
委員	学校の敷地内ではないが、運動公園などで野球を指導されている姿をよく見る。そのような場面で指導者がたばこを吸ってしまう。
委員	ボランティアのような形で指導している者に対して、どのように伝えていくか、検討していく必要がある。

### (3) 妊婦向け喫煙防止リーフレットの作成

#### 【事務局説明】

〈資料3について事務局から説明〉

#### 【質疑・意見等】

委員	フィリピンで拾ったたばこのパッケージには、現地の言葉と英語で「妊娠中にたばこを吸うと低出生体重児になります」と記載されており、また低出生体重児のリアルな写真が印刷されている。このような写真をリーフレットに入れておくと、文字やグラフでは伝わらないことが伝わる。「海外では、強烈的な警告でたばこが販売されているが、日本では行われていない」ということも伝わる。子どもの喘息や流産した胎児の写真が海外のパッケージでは用いられているので、それを利用するとたばこの悪影響を説明できるのではないかと思い提案した。
委員	テーマが「妊婦にとってタバコは百害あって一利なし」となっているが、メッセージはもう少し考えた方が良い。他の委員からも話があったように、あくまでも妊婦さんにとって一番大切なのは赤ちゃんと思う。「赤ちゃんを守るためにたばこをやめよう」と言うのが伝わり易いかなと思う。「赤ちゃんが低出生体重児になる原因となります」などの赤ちゃんにとって害があることを伝えることで、たばこに手を出さなくなるのではないかと思われる。
委員	妊娠や授乳期はたばこを我慢しても、それが終わるとたばこを吸い始めるケースがあるので、それを防げるようなメッセージにできると良いと思う。保健師さんから、出産後に吸い始める人が多いということを知った。

委員	このリーフレットは妊婦さんだけでなく、周りに赤ちゃんがいる方向けという認識で良いのか。
事務局	<p>まずは妊娠された方に手に取ってもらうという意図で制作することを考えており、産婦人科や子育て支援の行政窓口での配布を想定している。</p> <p>ご指摘のとおり赤ちゃんに害があることを打ち出して、赤ちゃんが周りの方に訴求する内容を盛り込むことを検討する。</p>
委員	デザインなどは、業者に委託するのか。
事務局	20歳未満の者向け喫煙防止啓発リーフレットと同様に、今回の会議（たばこ対策推進会議）で、御意見をいただいた後に、その骨子をもとに業者にデザインを依頼する予定。
委員	<p>インパクトが強いものは、やっぱりプロが作成した方が良い。チラシの裏表でメッセージ性を込めるといったようなことは結構強い言葉やキャッチフレーズでないと中々難しく、響くものはないかなと思われる。</p> <p>他の委員が言ったように赤ちゃん側にフォーカスして書いた方が良いと思う。テーマをとっても、妊婦にとってもというより、「赤ちゃんにとってタバコは百害あって一利なし」と記載すべきなのかなと思う。その方が妊婦さんに響くものがあるのかなと思う。</p>
委員	保健師さんから聞いた話では、妊婦が単独でたばこを吸っているといったことはほとんどないとのこと。パートナーが吸っているので、妊婦がたばこを吸ってしまう。だから、二人合わせて禁煙外来に行きましょう、というメッセージを加えると良いのではないか。
委員	それは、一緒に生活している家族の中にたばこを吸う方がいるとか日常的に良く妊婦が会う方の中にたばこを吸っている人がいるとか、そういったケースになるのか。
委員	妊婦単独で吸うことは少ないとのこと。例えば夫が自宅で吸っていたら、妊婦もやめられない。また妊婦はニコチンガムやニコチンパッチが使えない。だから、パートナーに禁煙外来に行ってもらおうとよい。妊婦は妊娠が強い動機付けになるので、二人ともやめることができる。

委員	今日は、事務局から骨子が示されているが、今後、もう一回ぐらい意見を伺う機会はあるのか。
事務局	今日いただいた意見や、子育て支援の所管部署にも御意見をいただきながら、効果的なチラシとなるように素案を作っていく。素案に対するご意見については、会議といった形ではなく、意見照会という形で伺いたいと考えている。

#### (4) その他

##### 【質疑・意見等】

委員	<p>県庁に喫煙コーナーがあるが、何とかならないか。先程も写真撮影をしてきたが、2019年から何も変わっていない。「たばこをやめましょう」というポスターもない。単にここで吸ってくださいという場所になっている。先ほどは13:30であったが10人ほど吸っていた。「公務員さぼるな」という気持ちになった。県職員がやめないと県民に対して禁煙してくださいと言えないと思う。</p> <p>また、県庁内のローソンでたばこが販売されているもおかしいと思う。私たちの調査では、特定屋外喫煙所がある県庁は、ない県庁と比較して売店等でたばこを販売している割合が統計的に有意に高い。敷地内完全禁煙のところは、たばこを売っていない割合が高い。手持ちのたばこが切れることで禁煙に繋がるケースもある。たばこを吸える、買えるという環境であるとやめられない。</p>
事務局	すぐに取り組める内容として、卒煙を促すポスターの掲示について、健康増進課で検討する。